

入会金及び会費規程（規定からの抜粋）

第1条（目的）

本規程は、九州心理相談員会会則（以下「会則」という）第7条の規程に基づき、本会の入会金及び会費に関して定める。

第2条（入会の手続き）

本会に入会を認められた者は、申込書に入会金及び会費を添えて申し込むものとする。

第3条（払込み方法）

入会金及び会費は、本会の指定する口座に払い込むものとする。

第4条（会費等の不返還）

会員が既に納入した入会金・会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第5条（入会金）

入会金は別表1に掲げる金額とする。

第6条（会費）

会費は別表2に掲げる金額とする。

第7条（会費納入の時期）

正会員及び賛助会員・法人会員は、当年度の6月30日迄に会費を所定の方法により納入しなければならない。

別表1 入会金の額

正会員	3,000円
賛助会員	3,000円
法人会員	0円

別表2 年会費の額

正会員	4月～9月入会	6,000円
	10月～3月入会	3,000円
賛助会員	4月～9月入会	7,000円
	10月～3月入会	3,500円
法人会員	通年	50,000円

入会翌年以降の年会費は次のとおりとする。

正会員 ￥ 6,000

賛助会員 ￥ 7,000

法人会員 ￥50,000

但し他地域の心理相談員会の会費納入後に移動により入会した者に関しては、当該年度の会費は徴収しない。

付 則

1. 本規程は平成16年2月22日制定、平成16年4月1日より施行する。
2. 別表1・別表2に提示された会費等の変更は、変更のあった総会の次の年度より発効する。